

財務の概要

本法人の 2024 年度決算の概要は次の通りです。

1. 事業活動収支計算書

(収入の部)

当年度の教育活動収入は 315 億 2 百万円となり、前年度比 1 億 1 百万円の減となった。収入減の主なものは、専門学校の新入生数減による学生生徒等納付金 1 億 53 百万円減である。

(支出の部)

当年度の教育活動支出は 198 億 93 百万円となり、前年度比 7 億 99 百万円増となった。主な増減は、広報費 6 億 75 百万円増、消耗品費 1 億 43 百万円増、福利費 99 百万円減(23 年度が単年度特殊要因)だが、物価上昇の影響により全般的に支出増となった。

(基本金繰入前当年度収支差額)

当年度の基本金繰入前当年度収支差額は 149 億 72 百万円となり、前年度比 71 百万円減となった。

(財務比率)

事業活動収支差額比率(基本金繰入前当年度収支差額÷事業活動収入)は 42.9%と、前年度比 1.1%減となった。

教育研究経費比率(教育研究経費/経常収入)は前年度 20.0%に対し今年度は 20.8%となった。

人件費比率(人件費/経常収入)は 23.6%と前年度比 0.7%減となった。

2. 資金収支計算書

教育活動による資金収支差額が 131 億 17 百万円、設備整備等活動による資金収支差額が△15 億 9 百万円、その他の活動による資金収支差額が△115 億 38 百万円となり、差引 70 百万円の支払資金増となった。

3. 貸借対照表

資産の部合計、負債及び純資産の部合計は 3,661 億 17 百万円となり、前年度比 151 億 8 百万円の増となった。前年比増の主なものは、有価証券、減価償却引当特定資産等である。また、引き続き 3 号基本金を設定し、運用益で奨学金を給付する。

4. 認可収益事業部門

認可収益事業部門は、出版事業、不動産賃貸業の収益と費用を表したものである。

当年度売上高は 7 億 38 百万円、当期損失は 2 億 63 百万円となった。

学校会計への寄附金 3 億 77 百万円などが含まれるため、税引前当期純利益は 1 億 78 百万円となった。

以上

資金収支計算書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒納付金収入	32,097	29,886	2,211
手数料収入	311	187	124
寄付金収入	2	2	0
補助金収入	1,573	1,564	9
資産売却収入	6,038	6,032	6
付随事業・収益事業収入	500	425	75
受取利息・配当金収入	2,850	2,780	70
雑収入	118	144	△ 26
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	31,807	28,671	3,136
その他の収入	48,434	47,305	1,129
資金収入調整勘定	△ 29,551	△ 30,032	481
前年度繰越支払資金	23,921	23,921	
合 計	118,099	110,885	7,214
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	8,380	8,103	277
教育研究費支出	5,982	5,311	671
管理経費支出	4,491	4,486	5
借入金等利息支出	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0
施設関係支出	240	170	70
設備関係支出	1,343	953	390
資産運用支出	63,430	59,421	4,009
その他の支出	10,315	10,308	7
予備費	387		387
資金支出調整勘定	△ 1,000	△ 1,859	859
翌年度繰越支払資金	24,531	23,991	540
合 計	118,099	110,885	7,214

各科目の金額は百万円未満を四捨五入しているため、合計の数値が計算上一致しない場合がある。

活動区分資金収支計算書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	教育活動資金収入計	31,499
	支出	教育活動資金支出計	17,900
		差引	13,599
		調整勘定等	△ 482
		教育活動資金収支差額	13,117
施設整備等活動による資金収支	収入	施設整備等活動資金収入計	331
	支出	施設整備等活動資金支出計	2,123
		差引	△ 1,792
		調整勘定等	284
		施設整備等資金収支差額	△ 1,509
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			11,608
その他の活動による資金収支	収入	その他の活動資金収入計	56,234
	支出	その他の活動資金支出計	67,666
		差引	△ 11,432
		調整勘定等	△ 106
		その他の活動資金収支差額	△ 11,538
支払資金の増減(小計+その他の活動資金収支差額)			70
前年度繰越支払資金			23,921
翌年度繰越支払資金			23,991

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。

(単位：百万円)

項目	資金収支計算書計上額	教育活動による資金収支	施設整備等活動による資金収支	その他の活動による資金収支
収入計	△ 1,100	△ 672	△ 309	△ 120
支出計	△ 796	△ 190	△ 593	△ 14
収入計－支出計	△ 304	△ 482	284	△ 106

事業活動収支計算書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	学生生徒納付金	32,097	29,886	2,211
	手数料	311	187	124
	寄付金	10	4	6
	経常費等補助金	1,241	1,233	8
	付随事業収入	50	47	3
	雑収入	118	144	△ 26
	教育活動収入計	33,826	31,502	2,324
	人件費	8,431	8,149	282
	教育研究経費	8,275	7,191	1,084
	管理経費	4,559	4,553	6
	教育活動支出計	21,265	19,893	1,372
	教育活動収支差額	12,561	11,608	953
教育活動外収支	科 目	予 算	決 算	差 異
	受取利息・配当金	2,724	2,641	83
	その他の教育活動外収入	450	377	73
	教育活動外収入計	3,174	3,018	156
	教育活動外支出計	0	0	0
	教育活動外収支差額	3,174	3,018	156
経常収支差額	15,735	14,627	1,108	
特別収支	科 目	予 算	決 算	差 異
	資産売却差額	39	37	2
	その他の特別収入	352	337	15
	特別収入計	391	374	17
	資産処分差額	360	28	332
	その他の特別支出	0	0	0
	特別支出計	360	28	332
特別収支差額	31	346	△ 315	
予備費	342	342	342	
基本金組入前当年度収支差額	15,424	14,972	452	
基本金組入額合計	△ 1,583	△ 407	△ 1,176	
当年度収支差額	13,841	14,565	△ 724	
前年度繰越収支差額	176,300	176,300	0	
基本金取崩額	0	0	0	
翌年度繰越収支差額	190,141	190,865	△ 724	
(参考)				
事業活動収入計	37,391	34,894	2,497	
事業活動支出計	21,967	19,921	2,046	

貸借対照表

2025年3月31日

(単位：百万円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	339,172	308,501	30,671
有形固定資産	94,774	95,779	△ 1,005
特定資産	41,720	40,720	1,000
その他の固定資産	202,678	172,002	30,676
流動資産	26,945	42,509	△ 15,564
資産の部合計	366,117	351,009	15,108
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	2,006	1,960	46
流動負債	30,774	30,685	89
負債の部合計	32,781	32,645	136
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	142,471	142,064	407
第1号基本金	140,049	139,778	271
第3号基本金	1,000	1,000	0
第4号基本金	1,422	1,286	136
繰越収支差額	190,865	176,300	14,565
翌年度繰越収支差額	190,865	176,300	14,565
純資産の部合計	333,336	318,364	14,972
負債及び純資産の部合計	366,117	351,009	15,108

認可収益事業財務諸表

貸借対照表

2025年3月31日

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31	流動負債	120
固定資産	5,196	固定負債	1
		負債合計	121
		純資産の部	
		科 目	金 額
		純資産	5,106
		元入金	10,189
		利益剰余金	△ 5,083
		繰越利益剰余金	△ 5,083
		純資産合計	5,106
資産合計	5,227	負債・純資産合計	5,227

損 益 計 算 書

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	738
売上原価	0
売上総利益	738
販売費及び一般管理費	561
営業利益	178
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	178
特別損失	0
税引前当期純利益	178
法人税、住民税及び事業税	64
寄附金	377
当期純損失	△ 263

財 産 目 録

(単位：百万円)

科 目	金 額
一 資産額	合計 361,155
1 基本財産	小計 101,491
① 土地	68,167
② 建物	23,855
③ 構築物	142
④ 教具・校具・備品（教育機器 他）	2,074
⑤ 図書	535
⑥ 借地権	4,982
⑦ ソフトウェア	1,736
2 運用財産	小計 254,436
① 現金預金	23,991
② 特定資産	41,720
③ 有価証券	174,323
④ 貯蔵品	105
⑤ 未収入金	727
⑥ その他	13,570
3 収益事業用資産	小計 5,227
① 現金預金	4
② 建物	4,279
③ 構築物	917
④ その他	27
二 負債額	合計 32,901
1 固定負債	小計 2,006
① 退職給与引当金	1,823
② 預り保証金	183
2 流動負債	小計 30,774
① 未払金	1,661
② 前受金	28,671
③ 預り金	442
3 収益事業用負債	小計 121
① 前受金他	121
三 正味財産	328,253

監 査 報 告 書

学校法人 日本教育財団

理事会 御中

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人日本教育財団寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人日本教育財団の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務並びに財産の状況、理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人日本教育財団の業務に関する決定及び理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。


令和 7 年 5 月 29 日

学校法人 日本教育財団

監事

青田 延之 

監事

桃沢 澄子 

監 査 報 告 書

学校法人 日本教育財団

評議員会 御中

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人日本教育財団寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人日本教育財団の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務並びに財産の状況、理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人日本教育財団の業務に関する決定及び理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

令和 7 年 5 月 29 日

学校法人 日本教育財団

監事

寺 田 延 生 

監事

桃 沢 澄 子 

独立監査人の監査報告書

令和7年5月30日

学校法人日本教育財団
理事会 御中

井上学公認会計士事務所
岐阜県大垣市
公認会計士

井上学



監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人日本教育財団の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人日本教育財団の令和7年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上